

一関地区広域行政組合ケアマネジメント検証委員会設置要綱

平成30年9月28日

一関地区広域行政組合告示第42号

改正 令和4年7月26日 告示第25号

(設置)

第1 介護サービス利用者の自立支援及び重度化防止のため、より良いサービスの提供及びケアマネジメントの質の向上を図ることを目的として、一関地区広域行政組合ケアマネジメント検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス（生活援助加算は除く。））を位置付けたケアプランの検証に関すること。
- (2) 厚生労働大臣が定める基準（居宅介護サービス費等の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合が100分の70以上、かつ、訪問介護に係る居宅介護サービス費が居宅介護サービス費等の総額に占める割合が100分の60以上である基準をいう。）に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、令和3年10月1日以降に作成又は変更をしたケアプランのうち、多職種による検証が必要とされたケアプランの検証に関すること。
- (3) ケアプラン点検で多職種による検証が必要とされたケアプランの検証に関すること。
- (4) 個別地域ケア会議で多職種による検証が必要とされたケアプランの検証に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、多職種によるケアマネジメント検証が必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 歯科衛生士
- (4) 薬剤師
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 言語聴覚士
- (8) 栄養士
- (9) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会の会議は、管理者が招集する。

2 管理者は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

(秘密の保持)

第6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

(委任)

第8 この告示に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文(抄)

平成30年10月1日から施行する。この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

改正文(抄)(令和4年7月26日告示第25号)

この告示は、公布の日から施行する。